

## 国保中央病院設備改修工事仕様書

### 1. 工事概要

- (1) 工事名称 国保中央病院設備改修工事
- (2) 工事場所 磯城郡田原本町宮古404-1 国保中央病院内
- (3) 工事期間 令和7年8月1日から令和8年2月28日
- ただし、非常用発電機ケーブル更新については、令和7年10月16日から令和7年11月15日の間における日曜日のいずれかの日において9時から17時の間に更新するものとし、工事日については委託者及び受託者の協議のうえ決定するものとする。
- (4) 工事概要 ○国保中央病院本館（鉄筋コンクリート造 地上7階・地下1階建て 延べ面積10,634.35㎡）
- ・7階屋上 屋根防水 シート防水改修工法
  - ・非常用発電機ケーブル更新
  - ・非常放送アンプ更新
  - ・自火報受信機更新
  - ・副受信機更新
  - ・空調冷温水管 枝管廻りドレン管洗浄 5F・6F・7F
- 国保中央病院緩和ケア病棟（鉄骨造 地上3階建て延べ面積1,951.27㎡）
- ・ナースコール更新
- ※その他、別添特記仕様書を確認すること。

2. 共通仕様 設計図書（図面）及び特記仕様書等に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）による。

### 3. 特記仕様書（共通）

- (1) 一般事項
- 入札前には現場確認の上、質疑があれば行うこと。
  - 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、病院担当者及び監理業者（以下「監督職員」という。）に報告の上、その指示に従うこと。
  - 受注者は、業務に必要な資格を有し、業務を総合的に把握し調整・連絡をする業務責任者を選任すること。業務責任者は、作業現場の安全衛生等に関する管理について責任を負い関係法令に従って業務を行うこと。
  - 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗

を図ること。

○ 仕様書、設計図書（図面）等に記載されていない事項については、監督職員と協議の上、施工すること。

○ 本工事に係る一切の費用を含むこと。本仕様書に記載のないものであっても、付带的に実施しなければならないものは、契約額の範囲内において誠実に実施すること。

(2) 関係法令等の遵守及び官公庁への届出手続等

消防法、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守して業務を行うとともに業務に関連して必要な官公署などへの諸手続きは、速やかに受注者が行うものであり、これに要する経費は受注者の負担とする。

(3) 工程表等の提出

実施工程表、施工計画書及び施工図を作成して監督職員の承諾を受けること。

(4) 施行条件

施工時間は原則、平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

また、当工事は病院運営しながらの施行となるため、患者さん、来院者及び医療スタッフの支障のないように、監督職員と協議をしながら行うこと。

(5) 工事の記録

○ 工事日誌(任意の様式)を作成すること。

○ 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録(任意の様式)を作成し、提出すること。

○ 工事の施工によって、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施行を行う場合は、施工の記録、工事写真等を整備すること。

(6) 品質管理

機器及び使用材料は承認図及び仕様書等を監督職員に提出し、承認を得てから発注及び使用すること。

(7) 保証書の提出

防水工事は責任施工とし、保証書をメーカー等と連名にて提出すること。

(8) 後片付け

工事に伴い取り外し・移動又は破損させた箇所は、受注者負担より現状回復すること。

(9) 完成時の提出図書

竣工図（3 部）及び保全に関する資料を提出すること。

(10) 工事写真

着工前、工事中、完成時をそれぞれ適宜撮影し、アルバム（A 4 板）に整理の上 2 部提出すること。また記録媒体（CD-R 等 J P E G ファイル）で提出すること。

(11) 発生材の処理等

既設設備の撤去・処分等については、関係法令に従い、適切に撤去・処分するこ

と。また、処分のマニフェスト（原本）を提出すること。

(12) 工事告知

工事着工前に工事用看板の看板を設置すること。設置期間また設置場所等は監督職員の指示に従うこと。

(13) スペースの提供

必要であれば、工事施工の期間中、監督職員が指定する駐車場の一角を作業員の控え等のスペース（プレハブ等の設置も可）として、使用することが可能です。

4. その他

(1) 器材・材料等の搬入や設置等の作業の際は、施設に汚損を与えないよう養生等を実施すること。汚損を与えた場合には、請負者の責任において修復すること。

(2) 各書類は、日本語であること。

(3) 施設の特性を理解し、施設利用者の安全に配慮して作業を行うこと。

(4) 業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。

(5) 設置工事後、全ての機器について動作確認を行い、その結果を報告すること。